「坂城町消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 9月25日

坂 城 町 長

坂城町規則第18号

坂城町消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則 坂城町消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年規則第14号)の一部を 次のように改正する。

第1条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若 しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の坂城町消防団員等公務災害補償条例第1条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者とみなす。